

地域的な包括的経済連携（RCEP）事務局分担金

令和6年度概算要求額 0.1億円（0.1億円）

事業の内容

事業目的

本事業は、地域的な包括的経済連携（以下「RCEP」）協定に基づいて設立されるRCEP事務局に拠出することを通じて、協定の円滑な履行を確保し、RCEP域内における自由で公正な経済秩序の構築を実現していくとともに、我が国と世界の成長センターである当該地域との連携強化を通じて我が国の経済成長に寄与することを目的とする。

事業概要

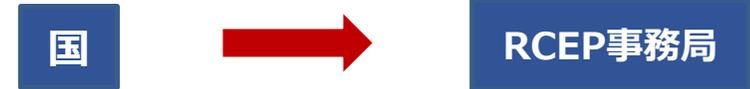
ASEAN・日本・中国・韓国・豪州・NZの15か国間で2020年11月に署名され、2022年1月に発効したRCEP協定は、物品・サービスの市場アクセスを改善するとともに、知的財産、電子商取引等のルールを整備し、地域の貿易・投資を促進するもの。協定に基づき設置されるRCEP事務局は、RCEP合同委員会及びその補助機関の事務局の業務を行い、並びにこれらに対して技術的支援を提供することとされている（第18・3条）。RCEP事務局に拠出することを通じて、協定の円滑な履行を確保し、日本が主導的な役割を果たしながら地域の自由貿易体制を維持・強化していく。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

分担金

日本（経済産業省25%、外務省25%、財務省25%、農水省25%）

→RCEP事務局



成果目標

協定の円滑な履行を確保し、RCEP域内における自由で公正な経済秩序の構築を実現するに当たって、①本協定発効後、RCEP閣僚会合及び合同委員会をそれぞれ毎年1回以上開催し、②協定の円滑な履行を確保し、RCEP域内における自由で公正な経済秩序の構築を実現するために、締約国が連携して実施する活動の方向性を定めた合意文書を発表する。